

# NPO法人 メリーユー 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人メリーユーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区北山田一丁目8番13グリーンパーク1Fに置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保育に欠ける乳幼児及び小学生、またその保護者に対して、保育及び子育て支援に関する事業を行い、待機児童の削減と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 保育園事業

(2) ベビーシッター業（請負業務）及び家事代行サービス業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体  
(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以下
  - (2) 監事 1人以上 2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 50 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 正会員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	百々	牧子
副理事長	長澤	宏昭
理事	武田	文子
監事	岩崎	まゆみ
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

#### (1) 入会金

正 会 員	個人	2,000 円	団体	2,000 円
賛助会員	個人	3,000 円	団体	10,000 円

#### (2) 年会費

正 会 員	個人	10,000 円	団体	10,000 円
賛助会員	個人	1 口	1,000 円 (1 口以上)	
	団体	1 口	10,000 円 (1 口以上)	

### 附則

この定款は平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

### 附則

この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この定款は令和 年 月 日から施行する。

# 令和 7 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 NPO法人メリーユ

## 1 事業内容

### 特定非営利活動に係る事業

#### ① 保育園事業

保育ルームキューティー北山田

- ・内 容 小規模保育事業所として月極保育
- ・日 時 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- ・場 所 横浜市都筑区北山田一丁目8番13グリーンパーク1F
- ・従事者人員 12人
- ・受益対象者 保育にかける児童 約19人
- ・支出見込み額 42,000,000円

保育ルームキューティーユ

- ・内 容 小規模保育事業所として月極保育
- ・日 時 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- ・場 所 横浜市都筑区北山田一丁目8番11カーネルパーク101
- ・従事者人員 11人
- ・受益対象者 保育にかける児童の者 19人
- ・支出見込み額 43,951,000円

#### ② ベビーシッター業（請負業務）及び家事代行サービス業

- ・内 容 ベビーシッター業（請負業務）及び家事代行サービス業
- ・日 時 認証後～令和8年3月31日
- ・場 所 東京都目黒区下目黒3-6-3-301
- ・従事者人員 13人
- ・受益対象者 0歳～小学生10人
- ・支出見込み額 1,620,000円

# 令和 8 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 NPO法人メリーユー

## 1 事業内容

### 特定非営利活動に係る事業

#### ① 保育園事業

保育ルームキューティー北山田

- ・内 容 小規模保育事業所として月極保育
- ・日 時 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ・場 所 横浜市都筑区北山田一丁目8番13グリーンパーク1F
- ・従事者人員 12人
- ・受益対象者 保育にかける児童 約19人
- ・支出見込み額 43,000,000円

保育ルームキューティーユー

- ・内 容 小規模保育事業所として月極保育
- ・日 時 令8年4月1日～令和9年3月31日
- ・場 所 横浜市都筑区北山田一丁目8番11カーネルパーク101
- ・従事者人員 11人
- ・受益対象者 保育にかける児童の者 19人
- ・支出見込み額 37,000,000円

#### ②ベビーシッター業（請負業務）及び家事代行サービス業

- ・内 容 ベビーシッター業（請負業務）及び家事代行サービス業
- ・日 時 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ・場 所 東京都目黒区下目黒3-6-3-301
- ・従事者人員 20人
- ・受益対象者 0歳～小学生30人
- ・支出見込み額 4,680,000円

活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

法人の名称 NPO法人ムーニー

(単位:円)

科目	金額	金額	金額
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費			
受取会費計		100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
.....			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4. 事業収益			
保育園事業	107,500,000		
新規事業(ベビーシッター業、、、略)収益	2,000,000		
事業収益計		109,500,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
保育園事業			
経常収益計			109,600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当(業務委託費)	1,380,000		
法定福利費	3,920,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
職員給与	45,493,546		
人件費計	50,793,546		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	1,617,454		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
保険料	160,000		
その他経費	35,000,000		
その他経費計	36,777,454		
事業費計		87,571,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	18,840,000		
給料手当	488,964		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	19,328,964		
その他管理費	2,171,036		
その他管理費計	2,171,036		
管理費計		21,500,000	
経常費用計			109,071,000
当期経常増減額			529,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			529,000
前期繰越正味財産額			76,232,841
次期繰越正味財産額			76,761,841

(注)前期は保育園事業のみの繰越額

# 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

法人の名称 NPO法人ムーニー

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費		
受取会費計		100,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
.....		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
.....		
4. 事業収益		
保育園事業	100,700,000	
新規事業(ベビーシッター業、、、略)収益	4,680,000	
事業収益計		105,380,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計		105,480,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当(業務委託費)	3,800,000	
法定福利費	3,920,000	
退職給付費用		
福利厚生費		
職員給与	45,000,000	
人件費計	52,720,000	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費	1,760,000	
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
保険料	200,000	
その他経費	30,000,000	
その他経費計	31,960,000	
事業費計		84,680,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	18,840,000	
給料手当		
法定福利費	488,964	
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	19,328,964	
その他管理費	671,036	
その他管理費計	671,036	
管理費計		20,000,000
経常費用計		104,680,000
当期経常増減額		800,000
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		
.....		
経常外収益計		
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		
.....		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		800,000
前期繰越正味財産額		76,761,841
次期繰越正味財産額		77,561,841